



令和 7 年 4 月 22 日

内閣府政策統括官（防災担当）

## 「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

東日本大震災に係る災害援護資金について、本日（4月22日（火））の閣議において、以下のとおり決定しました。

### I 背景

東日本大震災時に貸し付けられた災害援護資金については、市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」という。）第13条に基づき、借受人の償還金の支払を猶予することができる。

こうした場合にも、市町村は、災害援護資金の原資を負担している国や都県に対し、期限までに必要額を償還する必要があるところ、被災自治体からは、市町村が償還金の支払を猶予した場合には、国や都県に対する償還についても、同様に猶予いただきたいとの要望を受けている。

### II 改正の概要

東日本大震災に係る災害援護資金について、市町村が災害弔慰金法に基づく支払猶予を行った場合には、国及び都県の償還に係る履行期限も同様に延長する特約を設けるもの。

### III スケジュール

4月25日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付 小田、北原

03-5253-2111（代表、内線 51273、51274） 03-3503-9394（直通）